氷見市介護福祉士実務者研修受講支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の介護事業所等に勤務する介護職員の介護福祉士国家資格の取得を支援することにより、介護・福祉人材の定着と安定的な介護サービスの提供を図ることを目的に、予算の範囲内において、介護福祉士実務者研修受講支援補助金を交付するものとし、その交付については、氷見市補助金等交付規則（昭和４４年規則第１２号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　介護事業所等　本市に事業所を有する介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条及び第８条の２に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービス、介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は法第１１５条の４５第１項第１号イ及びロに規定する事業を行う事業所をいう。

(2)　介護職員　介護事業所等が直接雇用する職員のうち、利用者に対して直接介護サービスを提供する従事者をいう。

(3)　実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施される研修をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

(1)　令和６年４月１日以降に開講する実務者研修を修了し、次条に掲げる経費を自ら負担した次のいずれかの者とする。

ア　実務者研修を修了した日（以下「修了日」という。）時点において介護事業所等に雇用され、週３０時間以上勤務している介護職員

イ　修了日から６か月以内に介護事業所等に週３０時間以上勤務する介護職員として雇用された者

(2)　納期が到来している市町村民税に未納がない者

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、次に掲げるものとし、交付対象者が当該実務者研修を実施する研修機関に直接支払った経費とする。

(1)　受講料

(2)　教材代及び実習代（当該実務者研修を実施する研修機関が受講にあたって必要

と定める費用とし、追加講習等に係る費用は含まない。）

２　交付対象者が当該実務者研修を実施する研修機関に直接支払った経費に対し、国、都道府県若しくは他の地方公共団体等又は雇用されている介護サービス事業所等から本補助金と同種の助成を受けているときは、当該助成に係る額を補助対象経費から控除するものとする。

（補助金の額、回数及び交付時期）

第５条　補助金の額は、前条に掲げる経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は５万円のいずれか低い額とする。

２　補助金の交付回数は、１人につき１回を限度とし、交付決定の日から３０日以内に交付するものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市介護福祉士実務者研修受講支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、市長は、本市に住所を有する申請者の同意に基づき、第４号により証明する事項が公簿等によって確認できるときは、当該証明書の添付を省略させることができる。

⑴　実務者研修の修了証の写し

⑵　実務者研修の受講料等の領収書の写し（宛名が申請者のものに限る。）

⑶　雇用状況を証する書類（雇用契約証明書又は就労証明書等）

⑷　市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書

⑸　第４条第２項に規定する助成に係る額を証する書類

⑹　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請書は、次に掲げる期日までに提出するものとする。

⑴　第３条第１号アに規定する者　修了日から６か月以内

⑵　第３条第１号イに規定する者　介護事業所等に雇用された日から６か月以内

３　第１項に定める書類の提出をもって交付規則第１２条に規定する実績報告がなされたものとみなす。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請に基づき、内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を同時に行うものとし、氷見市介護福祉士実務者研修受講支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により、申請者へ通知するものとする。

２　前項の審査において、適当でないと認めたときは、氷見市介護福祉士実務者研修受講支援補助金交付却下通知書（様式第３号）により、申請者へ通知するものとする。

（補助金の返還等）

第８条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させる

ことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　前号に掲げるほか、市長が相当と認める事由があるとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の氷見市介護職員初任者研修受講支援補助金交付要綱の規定による氷見市介護職員初任者研修受講支援補助金の交付は、令和８年４月１日以降に開講する初任者研修を修了した者から適用し、同日前に開講する初任者研修を修了した者については、なお従前の例による。